

日高川町若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若者の定住促進や人口流出の抑制及び地域の活性化を図るため、日高川町内（以下「町内」という。）に若者や子育て世代が定住する目的で住宅を取得する場合、予算の範囲内において、取得に要する経費に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日高川町補助金等交付規則（平成17年日高川町規則第27号。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 若者 満18歳以上39歳以下の者をいう。
- (2) 子育て世代 義務教育を終了するまでの者と同居し扶養する者をいう。
- (3) 扶養 監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいう。
- (4) 定住 本町の住民基本台帳に登録され、かつ、5年以上継続して居住することをいう。
- (5) 住宅 玄関、台所、居室、浴室、風呂及びトイレを備え、居住を目的とした延床面積が70平方メートル以上の建物をいう。
- (6) 住宅取得 町内に新たに住宅を建築すること、又は未使用の建売住宅を購入することをいう。
- (7) 取得日 自らの名義に登録した日をいう。

(対象者)

第3条 自らが居住するために新築住宅を取得した者（以下「対象者」という。）で、取得日において満18歳以上39歳以下の者（配偶者が満18歳以上39歳以下の場合も対象とする。）、又は義務教育を終了するまでの者と同居し扶養する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象者及びその当該住宅に居住する同一世帯の者に定住する意思があること。
- (2) 所在地の行政区に所属し、地域活動等に積極的に参加できる者であること。
- (3) 当該住宅の所在地に居住者全員が住民登録していること。
- (4) 国税、地方税及び国民年金等を滞納していないこと。
- (5) 申込者又は同居する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 過去に本補助金の交付を受けていない者であること。

(対象経費)

第4条 対象者が居住を目的とし、玄関、台所、居室、浴室、風呂、トイレを完備した延床面積が70平方メートル以上の新築住宅を取得した経費とする。

- 2 前項に規定する当該住宅を取得するために、当該住宅取得日以前3年以内に購入した対象者名義の土地の購入経費とする。ただし、対象となる土地の面積は、200平方メートルまでとする。

3 前2項に規定する当該住宅を取得するために、当該住宅取得日以前3年以内に購入した対象者名義の土地の宅地造成経費とする。ただし、対象となる土地の面積は、200平方メートルまでとする。

4 対象者が居住を目的とし、玄関、台所、居室、浴室、風呂、トイレを完備した延床面積が70平方メートル以上の未使用の建売住宅を取得した経費とする。

(補助金)

第5条 補助金の額は、130万円を上限とし、補助率については、前条に規定する対象経費の10分の1以内とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、日高川町若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、住宅取得日以降1年以内に町長に提出しなければならない。

(1) 住民票(世帯全員)

(2) 税金等完納証明書

(3) 新築住宅等に係る登記事項証明書

(4) 土地に係る登記事項証明書

(5) 住宅の平面図

(6) 工事請負契約書の写し(建築住宅の場合)

(7) 住宅に係る売買契約書の写し(建売住宅の場合)

(8) 工事等の竣工写真

(9) 工事請負金額又は購入金額を証する領収書等の写し

(10) 定住誓約書(様式第4号)

(11) その他町長が必要と認める書類

2 申請期間については、4月1日から当該年度の3月15日までとする。ただし、その3月15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日以降で最も近い日曜日等でない日とする。

3 第4条第2項に規定する補助金の交付を受けようとする者は、前2項に掲げる書類と次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 土地の平面図

(2) 土地売買契約書の写し

(3) 土地取得金額を証する領収書等の写し

4 第4条第3項に規定する補助金の交付を受けようとする者は、前3項に掲げる書類と次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 土地造成工事請負契約書の写し

(2) 土地造成費用額を証する領収書等の写し

(決定と不決定)

第7条 町長は、前条による申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるとき、又は不適当と認めるときは、日高川町若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金交付決定（不決定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 日高川町若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金の交付決定を受けた者は、日高川町若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金請求書（様式第3号）により町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに口座振込により補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、本補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その全部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 国税、地方税及び国民年金等の滞納があったとき。

(3) 交付決定を受けた日から起算して5年以内に当該住宅を譲渡し、交換し、貸し付けたとき、又は世帯全員が町内に居住しなくなったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。